

# 障がい者虐待防止センターを開設しています

町では、障がい者の虐待や養護者の支援についてのご相談・通報・お問い合わせをいただくための窓口として、「野木町障がい者虐待防止センター」を開設しています。

## 障がい者虐待防止センターの業務

- 障がい者虐待に関する通報・届出の受付
- 障がい者虐待の防止や虐待を受けた障がい者の保護のための相談・指導・助言
- 障がい者虐待の防止などに関する広報・啓発活動

## 障がい者虐待とは…

- 養護者（世話などを行っている家族・親族・同居人など）による虐待
- 障がい者福祉施設従事者（施設や事業所の職員）などによる虐待
- 使用者（障がい者を雇用している事業主や従業員）などによる虐待

## 虐待の種類

こんなことを、したりされたりしていませんか？

あなたの身近で、こんなことをしているひとはいませんか？

- 殴る、蹴る、縛り付けるなど（身体的虐待）
- 性的ないたずらをする、体を触らせるなど（性的虐待）
- 「バカ」「アホ」など侮辱的な言葉を浴びせたり、無視し続けるなど（心理的虐待）
- 食事を与えない、病気や怪我をしても医療を受けさせない、風呂に入れないなど（放棄・放任）
- 年金をわたさない、賃金を規定通り支払わない、預貯金を勝手に使ったり処分するなど（金銭的虐待）

これらはすべて虐待です！！

## 被害の拡大を食い止めるために…

- あなたの通報が早期発見・早期対応につながります！
- 虐待を発見した場合は、国民のだれもが通報の義務を負っています。
- 通報の秘密は守られます。

障がい者の虐待や養護者の支援に関するご相談・通報・お問い合わせは

**野木町障がい者虐待防止センターへ**（町健康福祉課社会福祉係）

○月～金（祝日、年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分

Tel. 0280（57）4196

○上記以外の日・時間

Tel. 090（3246）2260